

令和5年第13回玉名市農業委員会総会議事録

令和5年12月5日（月）午後2時 玉名市役所 第2委員会室

1. 本日の出席農業委員は、次のとおりである。

1 番	下川 安	2 番	高田 優子	3 番	村上 孝夫	4 番	岡田 正治
5 番	坂本 正敏	6 番	土田 健一	7 番	田端 末雄	8 番	本田多美子
9 番	岡村 栄一	10 番	澤村 哲志	11 番	木村 昌治	12 番	西本賢二郎
13 番	中島 浩輔	14 番	徳井 勝美	15 番	境 浩之	16 番	高島 尚
18 番	田上 靖晃	19 番	丸山 和則				

2. 本日の欠席農業委員は、次のとおりである。

17 番 中山 一久

3. 本日の出席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。

推 1	水本 信之	推 2	梅田 政次郎	推 3	田中 正通	推 4	小山 包昭
推 5	安田 謙二	推 7	船津 和利	推 8	上田 龍介	推 9	平野 雅久
推 10	嶋田 裕一	推 11	柴尾 覚	推 12	高本 昌揮	推 13	宮永 義一
推 15	大家 泉	推 16	園田 勝義	推 17	永田 眞一	推 18	後藤 雄一
推 19	坂門 聡一						

4. 本日の欠席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。

推 6 縄田 伊知郎 推 14 東 直幸

5. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

局長 二階堂正一郎 係長 園木 俊範 主任 大原 三和
主任 酒井 史浩 会計年度任用職員 小山久美子

6. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

0名

議 題

第 51 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
第 52 号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請について
第 53 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
第 54 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
第 55 号 農用地利用集積計画の決定について

報 告

第 29 号 農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について（18条）
第 30 号 農地の形状変更届について

1. 開 会

○事務局長（二階堂正一郎君） 皆さん、こんにちは。定刻となりましたので、始めたいと思います。それでは、本日、農業委員総数19名のうち中山委員から欠席の届けがあっており、18名の御出席でございます。

また、最適化推進委員総数19名のうち、縄田委員と東委員から欠席の届けがあっており、17名の御出席でございます。

玉名市農業委員会会議規則第7条の規定により会議は成立しておりますので、ただいまから、令和5年第13回玉名市農業委員会総会を開会いたします。

—————○—————

2. 会長挨拶

○事務局長（二階堂正一郎君） まず下川会長より御挨拶をいただきまして、引き続き、会議規則第5条の規定により議長をお願いし、議事の進行をお願いいたします。

○会長（下川 安君） 皆様、こんにちは。本日本当にお忙しい中に、令和5年度の13回総会に御出席いただき、大変御苦労様です。

今年も1カ月を切りまして残りわずかになってきました。この1年間本当に皆様には、農業委員会業務に携わっていただきまして、本当にありがとうございました。

今年を振り替えれば、5月にコロナが2類から5類に変わりまして、今、新聞等でもほとんど出てきませんが、あんまり気にならなくなったかなあという状況だと思います。それから気候的にはですね、本当に記録的な猛暑でありましたし、大雨もありました。そういうのが顕著に変わった年かなあと思っています。

それから、世界に目を向ければウクライナのこととか、円安の問題もいろいろあって、物価の上昇とか、農業の面でも生産資機材の高騰とか、そういうのが続いています。今年になってイスラエル、パレスチナの戦争ですね、ガザ地区が大変気になっていますけど、本当に世界の情勢が変わってきているなと思っています。

農業の面でも高齢化等で、後継者不足もあったり、労働者の労力不足という面もあります。耕作放棄地の問題もあります。年々いろんな農業の問題も山積みしていますけれども、そんな中ですけれども、地域計画の話し合い、今ちょっと遅れ気味なんですけれども、今月から始めるとお話を聞いています。12月に伊倉地区と豊水地区から始めようというようなことでお話を聞いていますので、そういうことで、そういう話し合いが始まりますので、皆様方もよろしくお願ひしたいと思います。

世の中いろいろな動きがあっています。農家にとっては本当に大変な時期がきているように思いますけれども、農業委員としては、自分たちでできることを精一杯頑張っ、て、景気を良くしていきたいと思いますので、皆様方もよろしくお願ひしたいと思います。来年もまたよろしくお願ひいたしまして、審議のほうに入りたいと

思います。よろしくお願いします。

-----○-----

3. 議事録署名委員指名

○議長（下川 安君） それでは早速議事に入りたいと思います。

本日は議第51号から55号までの339件の議案審議、それから第29号から30号までの23件の報告があります。皆様方の慎重なる御審議、どうぞよろしくお願いいたします。

本日の議事録署名は、委員番号9番の岡村栄一委員と10番の澤村哲志委員にお願いいたします。

なお、発言の際は、委員番号及び氏名を述べた上で発言をいただきますようよろしくお願いします。併せて、採決の際は、議決権のある農業委員のみの挙手をお願いいたします。

-----○-----

4. 議 事

○議長（下川 安君） それでは、はじめに、議第51号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。件数は11件です。

それでは、事務局のほうから説明をお願いいたします。

○事務局長（二階堂正一郎君） 1ページをお願いいたします。

議第51号農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の所有権移転及び使用収益権設定許可申請について許可するものとする。令和5年12月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

1番、岱明町と築地の申請人で、築地の畑234㎡を労力不足と相手方の要望のため売買するものです。

2番、滑石の申請人で、滑石の田966㎡を労力不足と相手方の要望のため売買するものです。

3番、大浜町の申請人で、大浜町の田448㎡を労力不足と経営拡張のため売買するものです。

4番、大浜町の申請人で、大浜町の田2,639㎡外1筆、計3,639㎡を子へ贈与するものです。

5番、熊本市と伊倉の申請人で、伊倉北方の畑736㎡を労力不足と相手方の要望のため贈与するものです。

6番、岱明町の申請人で、岱明町の畑439㎡を労力不足と経営拡張のため売買するものです。

7番、岱明町の申請人で、岱明町の畑、現況田の1,917㎡を労力不足と相手

方の要望のため賃貸借権を結ぶものです。

8番、名古屋市と岱明町の申請人で、岱明町の田2,993㎡を借入地取得するものです。

3ページをお願いします。

9番、横島町の申請人で、横島町の田2,735㎡を借入地取得するものです。

10番、天水町の申請人で、中坂門田の畑1,133㎡外12筆、計14,840㎡を農業者年金の再設定のため使用貸借権を結ぶものです。

11番、玉名郡玉東町と天水町の申請人で、天水町の畑541㎡外1筆、計1,019㎡を相手方の要望と規模拡大のため売買するものです。

以上11件、合計29,966㎡につきまして、農地法第3条第2項各号の禁止規定から申請内容を審査し、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係も問題ないことから、許可要件の全てを満たしているものと判断し、御提案しております。

また11月30日と12月1日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（下川 安君） 事務局の説明が終わりましたので、受付番号1番から委員の説明をお願いいたします。

それからまた連続して説明される場合は、続けてをお願いいたします。

それでは1番をよろしくお願いします。

○3番（村上孝夫君） 農業委員3番、村上です。1番の案件について説明します。

譲渡人は労力不足、譲受人は相手方の要望、面積は234㎡です。

現地調査した結果、何ら異常ないと思います。御審議のほどよろしくお願いします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございます。

続きまして、2番をお願いいたします。

○推2番（梅田政次郎君） 推進委員番号2番、梅田です。2番の案件について説明いたします。

高齢の譲渡人の要望により、自宅隣接、田966㎡を取得とのことでした。

現地調査の結果、何ら問題ないと思います。御審議のほどよろしくお願いします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、3番、4番は同じ委員ですのでよろしくお願いします。

○推3番（田中正通君） 3番の案件について説明します。

本件は共に農業者でありまして、申請地は住宅地の中にある3枚続きの狭い農地の一画です。面積が448㎡と狭く、もともと譲受人が3枚とも耕作している農地

ですので、労働不足というよりも、その農地は土地利用型の農業を手広く営んでいる譲受人へ売買するもので、全く問題なく許可相当であると考えます。

続いて、4番の案件ですが、これは親から子へ贈与するもので、共に農業者でありますので、全く問題なしと考えております。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、5番をお願いいたします。

○推5番（安田謙二君） 推進委員番号5番、安田です。5番の案件について説明します。

申請地は肥後伊倉駅の北側になります。面積は736㎡で、譲渡人は労力不足、譲受人は相手方の要望ということで、現地確認をいたしましたが、自宅横ということで利便性もよく、家庭菜園をされるそうです。

以上です。何ら問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、6番をお願いいたします。

○推10番（嶋田裕一君） 推進委員10番の嶋田です。6番の案件について説明します。

譲渡人は労力不足、譲受人は経営拡張です。申請地は南北を譲受人の農地にはさまれたところであり、南側と同様に柿の木を植樹する予定です。労働力及び機械等の所有状況も問題なく、許可相当と考えております。

御審議のほどよろしくお願いします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、7番をお願いいたします。

○12番（西本賢二郎君） 農業委員12番、西本です。7番の案件について説明します。

賃貸人は労力不足、賃借人は相手方の要望ということで、現地確認した結果、特に問題ないと思います。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、8番をお願いします。

○推12番（高本昌揮君） 推進委員12番、高本です。8番の案件について御説明します。

譲渡人と譲受人は兄弟で、もともとから譲受人の方が耕作をされており、現地調査の結果、何ら問題はないと思います。

御審議のほどよろしくお願いします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、9番をお願いいたします。

○15番（境 浩之君） 農業委員15番、境です。9番の案件について説明いたします。

申請農地は農業廃止の譲渡人から、長年小作していた譲受人に売買するもので、下限面積その他要件も満たすため、許可相当だと思います。審議のほどよろしくお願いします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、10番をお願いいたします。

○推17番（永田眞一君） 推進委員17番、永田です。10番の案件について説明いたします。

申請理由は使用貸人と使用借人は親子関係で、農業者年金受給の再設定です。何も問題なく許可相当と思います。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、11番をお願いいたします。

○18番（田上靖晃君） 農業委員18番、田上です。11番の案件について説明します。

申請農地は譲渡人の姉と同居する義理の甥へ、同譲受人の要望により売買を希望する農地です。なお、当該農地は譲受人の自宅の裏にあり、譲受人の宅地を通らなければ耕作ができない場所にあります。

以上、審議のほどよろしくお願いします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

3条申請につきまして、1番から11番の委員の説明が終わりましたがけれども、御意見や御質問はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（下川 安君） 3条申請について、御意見、御質問がなければ採決に移りたいと思います。

議第51号農地法第3条の規定による許可申請11件につきまして、原案どおり許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。採決の結果、異議なしと認め、議第51号につきましては、許可することに決定いたしました。

次に、議第52号5条許可後の農地転用許可後の事業計画変更承認申請についてを議題といたします。件数は1件です。

それでは、事務局より説明をよろしくお願いします。

○事務局長（二階堂正一郎君） 4 ページをお願いいたします。

議第52号農地転用許可後の事業計画変更承認申請について。農地法第5条第1項の規定による農地転用許可後の下記農地の事業計画変更承認申請について意見決定するものとする。令和5年12月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

1番、申請物件が大浜町の田382㎡で、転用目的は個人住宅です。備考欄の理由により計画変更をするものです。議第54号4番と関連しております。

以上、382㎡を御提案しております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（下川 安君） 事務局の説明が終わりましたので、受付番号1番につきまして、委員の説明をお願いいたします。

○推3番（田中正通君） 推進委員3番の田中です。1番の案件について御説明いたします。

以前に農地転用許可を受けておりまして、事業計画変更されたために、譲受人のほうへ計画変更して、譲受人がまた再度事業をするということですので、あとの議第54号4番と関連しておりますので、そこで詳しく説明いたします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございます。

事業計画変更承認申請につきましては、委員の説明が終わりましたけれども、議第54号第4番に同じ案件が出ていますので、委員がそこで説明されて、そのときに一緒に採決ということでよろしゅうございますか。

（はいの声）

○議長（下川 安君） はい、ではそういうことにさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議第53号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。件数は1件です。

なお、これには始末書の添付がありますので、委員の説明の前に事務局担当者が読み上げます。

それでは事務局より説明をよろしくお願いします。

○事務局長（二階堂正一郎君） 5 ページをお願いいたします。

議第53号農地法第4条の規定による農地の転用許可申請について。農地法第4条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。令和5年12月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

1番、申請物件が横島町の畑、現況宅地157㎡で、転用目的は宅地拡張です。農地区分は、農業公共投資の対象になっていない生産性の低い農地で第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

以上1件、157㎡につきまして、申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごと

に適合するか審査した結果、いずれも不都合のないものと判断し、御提案しております。

また11月30日、12月1日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。
よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（下川 安君） はい、事務局の説明が終わりました。

ここで受付番号1番の始末書を事務局担当者が読み上げます。

○係長（園木俊範君） — 1番の案件について始末書朗読 —

○議長（下川 安君） ただいま受付番号1番の始末書が読み上げられましたので、受付番号1番、委員の説明をよろしくをお願いいたします。

○2番（高田優子君） 農業委員2番、高田です。1番の案件について御説明いたします。

土地の選定理由は、住居と隣接しており、利便性が高いということの選定理由だそうでございます。給排水計画ですが、上水については、特に給水を利用する施設を建築する予定はございませんということです。雨水、生活雑排水、污水それぞれの処分方法ですが、污水、生活排水については、特に生じる施設を建設する予定はありません。雨水については、敷地内に放流するか設置してあります溜め桝を通じて前面道路の側溝に放流するそうです。被害防除計画ですが、周辺農地などに被害が生じた場合、また、及び生じる恐れがある場合は、申請人が責任をもって解決するということです。完成後の被害防除対策も同じく周辺農地に被害が生じた場合は、また生じる恐れがある場合は、申請人が責任をもって解決するということでした。

現地調査をしましたけど、何ら問題なく許可相当と考えます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

4条申請につきまして、委員の説明が終わりましたがけれども、皆様から御意見、御質問はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（下川 安君） 御意見、御質問がなければ採決に移りたいと思います。

議第53号農地法第4条の規定による許可申請1件ですけれども、原案どおり許可することに異議のない方は、挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。採決の結果、異議なしと認め、議第53号につきましては、許可することに決定いたしました。

次に、議第54号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。件数は10件です。

なお、2番につきまして始末書の添付がありますので、委員の説明の前に事務局の担当者が読み上げます。

それでは、事務局より説明をよろしくお願いします。

○事務局長（二階堂正一郎君） 6ページになります。

議第54号農地法第5条の規定による農地の許可申請について。農地法第5条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。令和5年12月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

1番、申請物件が六田の田522㎡で、転用目的は共同住宅です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で第3種農地と判断しております。

2番、申請物件が築地の畑、現況雑種地の50㎡外1筆、計155㎡で、転用目的は駐車場、物置、通路となります。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

3番、申請物件が中尾の田1,348㎡です。転用目的は建売住宅です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で第3種農地と判断しております。

7ページをお願いします。

4番、申請物件が大浜町の田382㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、おおむね10ha以上の一団の農地内に所在する農地で第1種農地と判断しております。第1種農地は原則不許可となるところですが、申請地の周辺において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で、集落接続して設置されるものであり、例外的に許可は可能となっております。先ほどの議第52号1番と関連しております。

5番、申請物件が下の畑701㎡で、転用目的は資材置場です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

6番、申請物件が岱明町の田441㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

7番、申請物件が岱明町の田1,381㎡で、転用目的は共同住宅です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

8番、申請物件が岱明町の畑388㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

9番、申請物件が岱明町の畑436㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

10番、申請物件が横島町の田397㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、おおむね10ha以上の一団の農地内に所在する農地で第1種農地と判断しております。第1種農地は原則不許可となるところですが、申請地の周辺において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で、集落接続して設置されるものであり、例外的に許可は可能となっております。

以上10件、合計6,151㎡につきまして、申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか審査した結果、いずれも不都合のないものと判断し、御提案しております。

また11月30日、12月1日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（下川 安君） はい、事務局の説明が終わりましたので、受付番号1番につきまして、委員の説明をよろしくお願いいたします。

○推1番（水本信之君） 推進委員1番、水本です。1番の案件について御説明します。

申請地は私立高校の東側300mぐらい、転用目的は共同住宅1棟、転用面積は522㎡、木造2階建て、延べ床面積は344.13㎡、駐車場10台分、給排水計画、給水は南側道路の上下水道に接続、汚水、生活雑排水は南側道路の市下水道に接続排出、雨水は南側道路側溝に放流、被害防除対策は、申請地は道路より低いために道路の高さまで50cmぐらい盛土する。西側に農地があり、境界周りをブロックで囲み、土砂の流出を防ぐ。万が一被害が生じた場合には、譲受人の責任において対処する。

現地調査の結果、問題ないと判断します。御審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、受付番号2番につきましては始末書が出ていますので、事務局の担当者が読み上げます。

○係長（園木俊範君） — 2番の案件について始末書朗読 —

○議長（下川 安君） 受付番号2番の始末書が読み上げられましたので、受付番号2番から順に委員の説明をお願いしたいと思います。連続して説明される場合は続けてよろしくお願いいたします。

それでは2番をお願いいたします。

○3番（村上孝夫君） 農業委員3番、村上です。2番の案件について説明します。

申請地は私立高校のテニスコートの500m付近にあります。転用面積は155㎡です。駐車場、物置、通路になります。給水はありません。雨水は自然浸透、生活雑排水、汚水は生じません。隣接地に被害が生じた場合には、申請人の責任において対処するとのことでした。

以上、調査した結果、何ら問題ないと思います。御審議のほどよろしく申し上げます。

続きまして、3番の案件について説明します。

申請地は玉名中学校付近にあります。転用面積は1,348㎡、建売住宅4棟です。給排水は共有の道路に上水管を設置し、北側の上水管に接続、雨水、生活雑排水、汚水は共有道路に配管を設置し、申請地北側の下水管に接続、雨水については、片側に道路を設け、申請地南側の水路に接続、万が一被害が生じた場合、申請人が対応するとのことでした。

以上、調査した結果、何ら問題ないと思います。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、4番をお願いいたします。

○推3番（田中正通君） 推進委員3番、田中です。4番の案件について説明いたします。

申請地は有明旧体育館から南へ300mぐらいの住宅地の真ん中です。本件は当初譲渡人が個人住宅取得のため転用許可後に計画を変更されたため、譲受人が受け継ぎ、個人住宅建設のため農地の転用許可の申請を行うものです。

事業計画の内容は次のとおりです。転用面積382㎡、住宅1棟、建築面積は97.92㎡、給水は上水道、雨水は申請地内で浸透させ、オーバーフロー分は西側の側溝へ流します。生活雑排水及び雨水は合併浄化槽にて処理後、同じく西側の側溝へ流します。造成中の被害防除としましては、大規模な造成は必要なく、周辺部に区画明示のブロック塀の築造を予定しておられますが、特に問題はないと思われます。東側に農地がありますが、用水路を挟んで6mほど離れているので、被害を発生させる恐れはないと考えます。北も南も住宅で、西側も道路をはさんで住宅です。

現地調査をいたしました結果、何ら問題ないと思います。以上、許可相当と思いますので、御審議よろしく申し上げます。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、5番をよろしく申し上げます。

○推7番（船津和利君） 5番の案件について説明します。推進委員番号7番、船津で

す。

この転用目的は、大木・雑木等の資材置場です。土地の選定理由につきましては、申請人は申請地東側約80mの借地において、樹木の雑木、木の買い取り等をする事業の個人経営する者であり、現在利用の敷地は手狭になり、施設の不足に困っているもので、本件申請地を譲り受けて、不足の解消を図るものです。この土地の計画概要につきましては、所在地は小田のリサイクル収集工場の南側100mのところの土地でありまして、畑701㎡、建物または設置する施設の概要につきましては、申請地は伐採、立木の買い取り等を行う事業用地の資材置場として利用する。造成はなく、整地等は自己労力による現状を維持し利用する。申請地は資材置場約240㎡、廃材・不用材置場151㎡、機械・資材置場約105㎡、駐車場兼通路用地240㎡の無蓋施設を利用する。給排水計画につきましては、給水はありません。申請地は伐採事業のための資材・廃材・不用材及び機械置場ないし駐車場、通路の事業用地として利用するものであり、汚水の発生はありません。雨水については自然浸透とし、雨水は隣接の排水路に接続し排水します。被害防除計画につきましては、申請地は集落地内に所在する農地で、北側は排水路、西側は山林、南側は宅地、東側は家庭菜園として利用されており、転用することで特に被害が及ぶことはないものと思われます。近傍への被害が発生した場合には、当方にて責任をもって対応いたします。

現地確認しまして、何ら問題ないと思っております。以上、報告終わります。よろしく願いいたします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、6番、7番については同じ委員ですので、よろしく願いいたします。

○推11番（柴尾 覚君） 推進委員11番、柴尾です。6番の案件について説明します。

申請地は旧国道208号線の野口北交差点より岱明玉名線の飲食店前から300m行った南側の住宅地です。親から土地を借りてですね、子どもが個人住宅を建てるものです。道路より低いために50cmほど盛土をします。敷地面積は441㎡、建築面積は113.86㎡、雨水は自然浸透になります。給水については、玉名市の水道を引き込みます。生活排水については公共下水道に接続します。万が一被害が発生した場合は、申請者が責任をもって対処するとのことでした。

以上、現地調査した結果、特に問題等ないと思しますので、御審議のほどよろしく願います。

続きまして、7番の案件について説明します。

申請地は同じところですけど、野口北交差点より、飲食店前から200m南側の住宅地です。譲受人は田を共同住宅用地として購入、2棟で14戸建設計画です。転用面積は1,381㎡、床面積1棟238.87㎡、2棟目は571.13㎡です。敷地内に駐車場が23台分です。雨水については西側の道路側溝に流します。給水は玉名市の水道を引き込み、生活排水は公共下水道に接続します。万が一被害が発生した場合は、受託建設者が責任をもって対処するとのことでした。

以上、現地調査した結果、特に問題ないと思いますので、御審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、8番をよろしく申し上げます。

○推13番（宮永義一君） 推進委員13番、宮永です。8番の案件について説明いたします。

目的は個人住宅です。場所は岱明にあるホームセンターより県道を東側に100m行き、右側に折れて200mのところですか。木造平屋建てと車2台分の車庫と一緒に建てる計画です。北側の境界にブロックを2段積み上げるそうです。市の上下水道を利用し、雨水は敷地内に浸透枡を設置し、東側の側溝に流すそうです。入り口は東側の市道より進入するそうです。

現地調査の結果、問題ないと思いますので、審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、9番をお願いいたします。

○14番（徳井勝美君） 14番農業委員、徳井です。9番の案件について説明します。

この物件の住所は、岱明町扇崎です。地目は畑です。総面積は436㎡です。ここは第2種農地です。この土地の所有者から畑の一部を分筆して譲渡していただくことが決まり、売買の約束をされたので申請されたそうです。事業面積は436㎡、建築面積80.0㎡です。宅地への進入路17.07㎡が必要ということです。宅地有効面積320㎡となります。給排水計画、給水は市の上水道を利用されます。雨水は敷地内に浸透枡を設置され、西側側溝に流されます。生活雑排水は市の公共下水道に流されます。被害防除計画、農地との境界にはブロックを設置して、土砂の流出を防ぐようにされます。完成後の防除については、現地調査の結果、影響はないと判断いたします。万が一被害が生じた場合は、申請者が責任をもって解決にあたるということです。

現地調査の結果、何ら問題なく許可相当と判断いたします。よろしく申し上げます。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして10番をお願いいたします。

○推15番（大家 泉君） 推進委員番号15番、大家です。

所在地はですね、玉名市横島町横島です。申請地は富新地区にあり、大浜町との境界にある川に架かる橋につながる県道沿いにあります。土地の選定理由といたしましては、両親の住まいが近くにあり、安全性、便宜性を考慮してのことです。給水は井戸水を使用し、雨水は埋設した排水桝に流す計画です。生活雑排水及び汚水の処理方法として、合併浄化槽を使用するとのこと。申請者は使用貸人の娘婿で、現在は農業に携わっておりませんが、農家の後継者として今後は頑張っていくということです。それと造成後の被害防除の方策としましては、隣接農地との間にブロック塀ですけれども擁壁を設置する予定です。もしも造成後ほかに迷惑がかかった場合には、申請人が責任をもって処理しますとのこと。

皆さん方の御審議をよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

5条申請につきまして委員の説明が終わりましたがけれども、皆さんから御意見、御質問はございませんでしょうか。

○推9番（平野雅久君） 推進委員9番、平野です。2番の案件についてちょっとお尋ねしたいんですけど、地目がですね、台帳が畑で現況が雑種地になっているので、申請の必要はあるんですか。

○係長（園木俊範君） 事務局の園木です。登記地目が農地になりますので、農地から農地以外に変更する場合は、必ず農業委員会の許可が必要になります。

○推9番（平野雅久君） でも今、現況は雑種地じゃないとですか。

○係長（園木俊範君） 雑種地につきましては、税務課のほうが課税上ですね、駐車場ということで雑種地に変更をされております。

○5番（坂本正敏君） 農業委員5番、坂本です。別の質問だったんですけど、今の質問でですね、これは雑種地ならそのまま許可はもらわなくてちやよかつじやなかつですか。そういう私は認識でおったんですけど。

○係長（園木俊範君） 登記地目が農地になりますので、農業委員会のほうで審議をして許可を出します。その許可証を基にですね、法務局で地目の変更と所有者の変更等をしていただくような形にはなります。

○5番（坂本正敏君） じゃあ法務局の許可がなければ建てられんということですね。

○係長（園木俊範君） 今回この2番の案件については、駐車場・物置・通路という形での申請があがっておりますので、建物自体はですね、建てることはないんですけど、今回は譲渡人と譲受人がいらっしゃいますので、所有権移転になりますので、

名義を変更するためにもですね、農業委員会の許可が必ず必要になります。以上です。

○5番（坂本正敏君） ちょっと頭のこんがらがったばってん、別の質問ですね。

○主任（酒井史浩君） ちょっともう一点だけ事務局から説明させてください。

例えば、5ページの4条なんですけれども、これも台帳上は畑、現況が宅地、この宅地というのはですね、税務課の職員が各地区をずっと見回るんです。ここは大体畑ばってん何でこがん駐車場になつとつとか、宅地になつとつとかと、税務課の職員がその土地を見つけてですね、現況はこれは宅地じゃないか、雑種地じゃないかということで、宅地並み課税をします。本来は、畑は税率が低いんですけれども、明らかに宅地の状態とか雑種地の状態だったらば、課税をその税率を高く設定します。ただ、現況は宅地なんですけれども、登記上は畑ということになります。そうすると、その畑を売買するとかするときには、必ず農業委員会の許可が必要と、ということになります。以上です。

○5番（坂本正敏君） これはそのとき税務課の人がですね、親切にここは宅地にせんですかということはさっさんとですか。そのくらいしたてちゃよかて思うんですけど、税金な当たり前とってから、そういう問題のあるけんいろいろ始末書とかなんとか出てくるとでしょう。税務課がそしこ調べとんならですよ、もうせんですかて進むつとしゃが始末書の件はなかごてなるばってんですね。これは私の意見なんで。

4ページのこの事業計画変更ですよ、これ平成5年に許可が下りつとつでしょう。下りつとつように書いてあるですよ。もう30年経つとつですよ。今度新たに建てるけんということで、30年前に許可の下りつとつに、何でもたもう一度現地調査ばせなんとなかなあて思いますね。また再度して、これは今回はでけんですよて言われんでしょう。30年前は許可とれとるけん。そのへんはこの書類上で済ますつとしゃがよかつじゃなかなあて、これもまた私の意見です。そのへんの考えはどぎゃんふうと思うとなつとかなあて思いまして質問しました。

○係長（園木俊範君） 今回事業計画変更が出ておりますが、これについては、一度転用許可が出ておりますので、再度転用許可を出す場合にはですね、こういった形で事業計画の変更が必要になります。平成5年度許可なので、そこから約30年経っておりますが、その30年のあいだにですね、現況が変わっている可能性もありますので、必ず最新の現地を確認する必要がありますので、今回委員の方についてはですね、現地を見に行つてですね、今回審議をしていただくような形をとっております。以上です。

○5番（坂本正敏君） はい、わかりました。

○主任（酒井史浩君） 再度事務局から1点だけいいですか。農業委員会の例えば転用

の許可が出ます。例えば5条の場合は所有権移転を伴うようなやつはですね、その許可証を持って所有権移転はできます。ただですね、地目は変えられないです。地目を変えるには、例えばそこに家が建ってはじめて宅地に変わります。それは転用目的の事業が達成されたあとにですね、法務局の人たちがその現場を見に来て、それで、ああ、確かにここは家が建っているなということで地目が宅地に変わります。許可が出てですね、例えば個人住宅だから宅地の許可が農業委員会から出て、それでその許可証でですね、すぐ地目変更ができるというものではないです。

だから、例えば先ほどの事業計画変更、例えば平成5年に許可証が出ていますけれども、実際に地目変更はそこには家が建っていないからできないです。だから法務局の台帳上では田のままということになります。

○3番（村上孝夫君） 見た目では変わらんとですか。

○主任（酒井史浩君） はい、例えば個人住宅であれば、そこに家が建たないと地目は変わりません。法務局の地目を変えるときにはですね、そのような形がちゃんと建つとかなないと宅地には変わらないということ、この前の現地調査のときにですね、委員の中で、許可が出たらすぐ地目が変わられるんじゃないかというような意見が出ましたので、そのところはちょっと知っておいてもらいたいと思います。以上です。

○議長（下川 安君） はい、よろしゅうございますか。

（なしの声）

○議長（下川 安君） では、ほかに御意見、御質問がなければ採決に移りたいと思います。

議第54号農地法第5条の規定による許可申請10件と、併せまして、先ほどありました議第52号5条申請許可後の事業計画変更承認申請1件、これを併せて採決をしたいと思います。

この議第54号、それから議第52号につきまして、原案どおり許可することに異議のない方は、挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。採決の結果、異議なしと認め、議第54号、それから議第52号につきましては、許可することに決定いたしました。

次に、議第55号農用地利用集積計画の決定を議題といたします。件数は316件です。

それでは説明をお願いいたします。

○事務局長（二階堂正一郎君） 9ページをお願いいたします。

議第５５号農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画について、次のとおり決定する。令和５年１２月５日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

１０ページから１１ページまでが総括表になります。１２ページから３４ページまでの集計表のとおり玉名市長より意見を求められております。

今回は所有権移転が９件、２７，４９３㎡、利用権設定が２７９件、７７１，７５４㎡、合計２８８件、７９９，２４７㎡の集積です。いずれも農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしているものと判断し、御提案しております。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（下川 安君） はい、事務局の説明が終わりましたがけれども、皆さんから御意見、御質問はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（下川 安君） なければ採決に移ります。

議第５５号農用地利用集積計画の決定３１６件につきまして、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いします。

（全員 挙手）

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。採決の結果、異議なしと認め、議第５５号につきましては、原案どおり決定いたしました。

-----○-----

５．報 告

○議長（下川 安君） 次に報告に移ります。報告第２９号農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について、報告第３０号農地の形状変更届についての２３件を事務局より併せて報告いたします。

○事務局長（二階堂正一郎君） ３５ページをお願いいたします。

報告第２９号農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について。農地法第１８条第６項の規定による合意解約及び農地使用貸借解約が成立した旨の通知を受理したので報告いたします。令和５年１２月５日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

今回３５ページから３９ページまでの２１件、合計４８，５２６㎡の解約通知を受理しております。

続きまして、報告第３０号です。農地の形状変更届について。下記農地の形状変更届がありましたので報告いたします。令和５年１２月５日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

今回は２件の３，３４２㎡の届け出を受理しております。

以上で報告を終わります。

-----○-----

6. 閉 会

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

これで本日予定の議案審議と報告が終わりましたので、これをもちまして令和5
年第13回農業委員会総会を閉会させていただきます。

-----○-----

閉 会 午後3時06分

以上のとおり、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名捺印する。

令和5年12月5日

玉名市農業委員会会長

下川 安

農 業 委 員

岡村 栄一

農 業 委 員

澤村 哲志